

仕様書

1 件名

学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業（②実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成業務）

2 事業目的

令和4年10月に文部科学省が公表した「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果において、令和3年度のおいじめの認知件数が約62万件と過去最多となり、また、いじめによって生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある重大事態の件数が約700件と過去最多に迫るなど、いじめ問題は深刻な状況にある。

こども家庭庁は令和5年4月に設置されるが、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月閣議決定）においては、「いじめに関し、こども家庭庁は、学校外でのいじめを含めたこどものいじめの防止を担い、関係機関や関係者からの情報収集を通じた事案の把握、いじめの防止に向けた地方自治体における具体的なより組や体制づくり等を推進する」とされている。また、令和4年6月に成立したこども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）において、こども家庭庁は「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定によるいじめの防止等に関する相談体制のその他の地域における体制の整備」を所掌するとされたところ。

これらを踏まえ、本事業は、令和5年4月に設置されるこども家庭庁の下で、地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、学校及び学校の設置者（以下「学校等」という。）以外の首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証に取り組む。その成果を、地域の実情も踏まえ、今後のいじめ防止対策の強化に活用することで、学校等におけるアプローチと相まって、いじめの長期化や重大化を防止できる地域の体制を構築することを目的とする。

3 本業務の位置付け

開発・実証事業全体においては、地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、地域の実情も踏まえて活用可能な、学校等以外（首長部局）からのアプローチによるいじめ解消に向けたモデルケース（以下「モデルケース」という。）を構築することを目指す。このため、本事業全体としては、

- ① 別途公募予定の地方公共団体の首長部局において、学校等における対応のほかに、専門家の活用等により、いじめの相談から解決まで取り組む手法

- 等を実証地域（当該地方公共団体）において開発・実証を行うとともに、
- ② 民間事業者において、実証地域における①の取組への専門的助言、効果検証の支援、汎用モデル化及び首長部局の担当者向けの研修コンテンツの作成を行うこととする。

本業務は、民間事業者における②の取組を実施することにより、開発・実証事業全体の目的を達成しようとするものである。

4 業務の委託先

いじめ対策に専門的な知見を有する民間事業者

5 業務内容

受注者は、モデルケースを構築するに当たり、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月文部科学大臣決定（平成29年3月最終改定））及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）など、既存のいじめ防止対策について十分理解をすること。また、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」などのいじめに関する動向を把握した上で、首長部局によるいじめの相談から解決まで取り組む手法の開発を目指して本業務の実施に当たること。また、こども家庭庁からの指示に基づき、今後実施される上記3①で開発・実証を行う地方公共団体（以下「実証団体」という。）と連携すること。

(1) 業務実施計画の作成

受注者は、以下の(2)から(4)までの業務を行うに当たり、実施体制、検証内容・方法、工程計画、連絡体制の管理、情報セキュリティ管理要領等について記載した、本業務全体の業務実施計画書を策定し、こども家庭庁の承認を得ること。その際、実証団体の事業計画を踏まえたものとする。

なお、業務実施計画書は、入札時の提出書類である技術等提案書（様式自由）の修正等を踏まえたものに基づき作成すること。

おって、業務実施計画書を変更する必要がある場合は、速やかに改訂計画を策定し、こども家庭庁の承認を得ること。

(2) モデルケース開発・実証業務への助言・支援

受注者は、実証団体の事業への専門的助言及び効果検証の助言・支援を行うこと。

実証団体が事業計画を作成する際に、受注者は、事業計画を理解した上で必要に応じて関係者と協議の上、事業計画の調整・見直し等の助言を行うことができる。その際は、開発・実証業務の効率化やエビデンスに基づく検証をすることができるよう意識すること。なお、開発・実証業務の進行中においても同様とする。

(3) 開発・実証の効果検証及び汎用化モデルの作成

受注者は、以下の検証項目について、実証団体の事業計画を踏まえた検証内容・方法を策定し、こども家庭庁の承認を得た上で検証する。また、実証団体における事業の検証結果を取りまとめ、地域の実情も踏まえて活用可能なモデルケースの汎用モデル化、課題等（運用面・制度面を含む）について検証した報告書を作成すること。

検証を行う中で、計画どおりの検証をすることができないことも考えられるが、その場合はこども家庭庁に報告し、承認を得た上で、計画を変更（検証の一部中止を含む）することができる。検証の一部を中止した場合は、該当項目について、その事実・考察等を本業務の成果として報告書に取りまとめることで、該当項目の検証に代えることができる。

ア 開発・実証事業の検証

(7) いじめの相談から解決まで取り組む手法

(イ) 実証地域の規模（人口、学校設置数、行政組織機構・人数）

(ウ) 関係部局・関係機関との連携

(エ) ICT等の活用など、いじめ防止対策における効果的な手法

イ 開発・実証事業の成果・検証を踏まえた全国的な展開方策の作成

上記アの検証を踏まえ、地域の実情に応じたモデルケースの汎用モデルを構築し、全国的な展開をするための方策や課題を、実証団体と協議を行いつつ作成すること。

(4) いじめ対応（首長部局職員向け）研修コンテンツの作成

受注者は、首長部局の職員等がいじめの相談から解決までに向けた取組を円滑に行うことができるスキルを体系的に習得することができるようないじめ対応研修コンテンツを作成すること。

作成に当たっては、上記(3)の検証成果を踏まえつつ、これまでいじめ防止対策に実績を有する地方公共団体や関係機関・団体の意見も参考するなど、以下の項目を盛り込んだ上、こども家庭庁から承認を得ること。

ア いじめ防止対策推進法に規定される既存の取組についての解説

イ いじめが発生した際の初期対応

ウ いじめの相談者及び相談を受ける者の対応

(5) 重大ないじめ事案に係る方策の検討・実施

重大ないじめ事案の対応においては、特に学校外からのアプローチの必要性が高いことに鑑み、業務遂行にあたり、実証地域における開発・実証事業に係る情報のほか、こども家庭庁から重大ないじめ事案に係る必要な情報の提供を受け、本事業目的の達成に資する必要な分析等を行い、成果のとりまとめに反映すること。

(6) 「開発・実証事業運営委員会（仮称）」への参画

事業全体の運営・進捗管理・意思決定等のためにこども家庭庁が主催する「開発・実証事業運営委員会（仮称）」に参画し、実証団体の取組の進捗報

告、意見交換等に際し、専門的助言等を行うこと。その際、こども家庭庁から事業に関して意見する場合もある。

6 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

7 業務スケジュール（予定）

（※令和5年4月に民間事業者及び実証団体と契約締結予定）

令和5年4～5月 業務実施計画作成及び実証団体の事業計画への助言

5月～ 実証団体の開発・実証業務への助言・支援
研修コンテンツの作成

令和6年2月中旬～ 実証団体の開発・実証結果の取りまとめ
汎用化モデル作成

3月 実施完了（廃止等）報告書の提出

※詳細は、受注者の提案を踏まえ、こども家庭庁が決定。

※開発・実証事業運営委員会（仮称）は、年間3回程度の開催見込み。

8 成果物

受注者は、成果物を日本語により作成の上、以下のとおり、電子媒体（DVD-R）で納入すること。

(1) 納入のファイル形式は、「Microsoft Word 2013」、「Microsoft Excel 2013」、「Microsoft Power Point 2013」、「PDF 1.7」等で参照・編集可能な形式であること。ただし、こども家庭庁が他の形式による提出を求める場合には、協議の上、これに応じること。

(2) 納入に当たっては、事前に最新のウイルス定義パターンによる検疫を必ず実施すること。

(3) 成果物は、図表を用いるなど、読みやすいものとする。また、こども家庭庁が、成果物内のデータを別用途に流用することが可能となるよう、図表等の元データも併せて納入すること。なお、作成の際、外部機関が作成した統計データと呼び図表等を使用する場合は、その出典を明らかにすること。

(4) 特別なツールを使用する場合は、ツールも併せて納入すること。なお、特別のツールを使用する場合は、事前にこども家庭庁と協議し、承認を得ること。

(5) 電子媒体は、Windows2013以降のOSで操作可能なこと。

(6) こども家庭庁は、成果物の一部又は全部をホームページに掲載することができるものとする。受注者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

- (7) 成果物としてこども家庭庁に納入した電子媒体を正しく読み込むことができない場合や、その他不適当な入力が発見された場合には、正しく読み込めるよう入力し直すなど、補修すること。また、成果物に誤訳、誤字、落丁等の不備が見つかった場合は、追加料金を請求することなく、速やかに対応すること。
- (8) 成果物の詳細及び編集方法については、こども家庭庁と別途協議の上、決定すること。
- (9) 成果物を納入するためのDVD-Rについては、受注者において用意すること。

項番	成果物	成果物の内容	納入期限	納品数
1	業務実施計画書	本業務を期限までに確実に実施するための計画書	令和5年5月末	1
2	議事要旨	本業務を履行するに当たり、疑義が生じた際のこども家庭庁との協議結果	適宜	
3	いじめ解消アプローチの汎用化モデル	納入期限までにおける上記5(3)の検証結果、考察、課題等を取りまとめた報告書	令和6年3月31日	
4	研修コンテンツ	納入期限までにおける上記5(4)を取りまとめた報告書		
5	実施完了（廃止等）報告書	本事業の検証結果、考察、課題等を取りまとめた報告書		

※ 契約期間内は電子メール等で電子ファイルをやりとりすることとし、DVD-Rについては契約終了時にまとめて納入することも可能とする。

9 成果物の納入場所 こども家庭庁

10 技術等提案の遵守

本件は、一般競争入札・総合評価落札方式の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術等提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

11 業務実施の条件

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたっては、この仕様書に定める事項を確実に履行すること。
- (2) 受注者は、不測の事態により、上記7など本仕様書に示した期日までに業務を終了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨をこども家庭

庁に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は、業務が困難になった事情を速やかに解決し、業務の遅れを回復すること。

- (3) 受注者は、契約締結後速やかに業務管理者を選任し、こども家庭庁へ届け出るものとする。なお、本業務を遂行するために必要な能力・経験を有し、かつ、以下に掲げる能力を有する自社の者を選任するものとし、補助体制を除いて5名程度（うち業務管理者1名）で実施する体制とする。

ア 地方公共団体や企業で利用可能な業務資料等を特段の指摘なく作成できる者

イ 上記8など、本仕様書に示した納期を遵守できる者

- (4) 本業務では、いじめ防止対策に関する助言や効果検証を行うことから、
- ・ いじめに関する知見（いじめに関する調査研究を過去5年間で1回以上従事した者又はこれに準じた知見を有する者）を有すること、
 - ・ 本業務において助言・支援した内容について、知識のない者に対しても平易な表現で説明できること、
 - ・ 業務において、議論の内容を主導するなどのリーダーシップを図ることができること、

を全て満たす者を、最低でも1名参画させること。

- (5) 受注者は、本業務を履行するに当たり、疑義が生じた場合には、こども家庭庁と協議すること。この場合、こども家庭庁の指示に従い、議事録（Wordファイル・電子データ、打合せ時の内容を網羅していること）を作成し、速やかに提出すること。
- (6) 受注者は、プライバシーマーク、ISO27001、JIS-Q15001又はこれらと同等と認められる資格等を有していること。
- (7) 次年度に同種の事業を実施することが生じた場合、事業内容に関する引継を遺漏なく実施すること。その際、必ずこども家庭庁の立ち会いの下、実施すること。

12 委託費

委託費は、本業務の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（それぞれ消費税10%（消費税率+地方消費税率）を含む。）とする。

本事業の経費対象として想定する費用は、別紙1「委託要項」に定めるものとする。なお、定めのない経費でも認められる場合があるので、その際はこども家庭庁に相談すること。

13 機密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、別紙2「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

- (2) 受注者は、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の漏洩防止に万全を期すこと。
- (3) 受注者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受注者が負担すること。
- (4) この項目について受注者は、契約期間の終了後においても同様とする。

14 著作権等

- (1) 本業務の遂行により収集した情報及び生じた著作物、発明、ノウハウ、アイデア等に関する著作権、特許権その他の無体財産権（著作権法（明治32年法律第39号）第27条及び28条に定められた権利を含む。以下「知的財産権」という。）は、追加の対価の支払いなく、全てこども家庭庁に譲渡するものとする。ただし、受注者又は第三者が本契約前から保有していた知的財産権及び汎用的な利用が可能な知的財産権は、この限りではない。
- (2) 納入成果物に第三者が権利を有する知的財産権が含まれている場合は、こども家庭庁が特に使用を指示した場合には、受注者は当該知的財産権の使用に必要な使用許諾契約に係る一切の手続きを行う。この場合、受注者は、当該契約等の内容について、事前にこども家庭庁の承認を得ることとし、こども家庭庁は、既存知的財産権について、当該許諾条件の範囲内で使用する。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で知的財産権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専らこども家庭庁の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) 本業務において発生する全ての著作権者人格権を行使しないこと、また、第三者をして行使しないものとする。

15 契約不適合の責任

- (1) こども家庭庁は、納入した成果物が本契約の内容に適合しないものである場合、受注者に対し、その修補、代替物、又は不足分の提供による履行の追完を請求することができる。なお、受注者は、如何なる場合であっても、こども家庭庁の選択と異なる方法での履行の追完をする場合は、こども家庭庁の承諾を得るものとする。
- (2) 上記(1)の場合において、こども家庭庁が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、こども家庭庁はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、次に掲げる場合には、こども家庭庁は、受注者に対して上記(1)に定める履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を

請求することができるものとする。

ア 履行の追完が不能であるとき。

イ 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 本契約の性質又は仕様書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

エ 上記ア、イ及びウに掲げる場合のほか、こども家庭庁が上記(2)の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(4) 上記(1)、(2)及び(3)の規定は、こども家庭庁の受注者に対する損害賠償請求及び解除権の行使を妨げないものとする。

(5) 本契約において、受注者がこども家庭庁に納入した成果物が仕様書等の内容に適合しない場合については、こども家庭庁が引き渡しを受けたときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、その不適合を理由として、履行追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権及び解除権を行使できないものとする。ただし、受注者が成果物の納入の時にその不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(6) 上記(1)に定める履行の追完に必要な一切の費用は、受注者の負担とする。

16 検査

(1) こども家庭庁又はこども家庭庁が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、納入された成果物を受領した日から起算して10日以内に、こども家庭庁の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。

(2) こども家庭庁は、上記(1)の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに受注者に対し、その結果を通知するものとする。

(3) 受注者は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

(4) 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(5) こども家庭庁は、上記(1)から(4)までに定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、こども家庭庁は、適宜の方法により受注者にその旨通知するものとする。

なお、第三者への委託の費用は、こども家庭庁の負担とする。

17 再委託

(1) 受注者は、原則本契約を第三者に再委託（本契約の全部又は一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。ただし、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理以外の業務を再委託する場合であって、こども家庭庁の指定する様式に

て申請し、その承認を得た場合又は軽微な再委託としてこども家庭庁が示した基準に該当する場合は、この限りでない。

- (2) 受注者は、再委託する場合には、受注者が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先に義務を負わせるとともに、再委託先に対し、再々委託先等（再々委託先及びそれ以下の委託先をいう。また、再委託先及び再々委託先等を総称して再委託先等という。以下、同じ）との全ての委託関係において、本契約を遵守するために必要な事項について義務を負わせるものとする。
- (3) 受注者は、再委託先等の行為についてこども家庭庁に対して全ての責任を負うものとし、本契約終了後も有効に存続するものとする。

18 その他

- (1) 本事業に係る全ての経費は、契約金額により支払われるものとする。
- (2) 契約締結後、本仕様書に従わないと認められる場合には契約を解除する。その場合、解約までに要した経費その他の費用は負担しない。また、契約を解除しない場合でも、契約金額の減額等の措置を執ることがある。
- (3) 受注者は、本仕様書に定めのない事項で本事業の遂行に必要な業務等がある場合には、こども家庭庁と協議の上、その指示（書面、電子メール及び口頭等による）に従うこと。口頭で指示した場合には、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する。なお、指示内容は本仕様書の記載事項とみなし、その内容により新たに経費が発生する場合は、こども家庭庁と受注者の間で協議のうえ、決定する。
- (4) 本事業の実施に当たり、仕様内容の単価、員数等に大幅な変更が生じた場合は、こども家庭庁及び受注者は、減額等による契約変更を行う。
- (5) 本事業の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律65号）第9条第1項に基づく「こども家庭庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領〈仮〉」（令和5年4月制定予定）に規定予定の合理的配慮について留意すること。

19 本仕様書の照会先

内閣官房こども家庭庁設立準備室

担当者 岡島、入川、佐藤

所在地 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 14階

メール kodomokatei.kyouikufukushi@cfa.go.jp

電話 050 - 1702 - 1831

03 - 6550 - 9484

※ 令和5年4月1日以降は変更となる予定